第十一条の二　特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄
［略］	

備考

一　第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

二　小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第三条第一項の表に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上並びに国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三　中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第四条第一項又は第五条第一項の表に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

第十二条　第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数が三年以上である場合は在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条　免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
幼稚園教諭	一種免許状	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等
		一	七	九
	二種免許状	一		

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
教諭	一種免許状	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
		七	二	
	二種免許状	九		

第十一条の二　特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄
［略］	

備考

一　第二欄に掲げる教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

二　小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条第一項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上並びに国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三　中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条第一項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

第十二条　第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数のうち二年を超える在学年数一年をもつて在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条　免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
幼稚園教諭	一種免許状	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
		一	七	二
	二種免許状	九		

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
教諭	一種免許状	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
		七	二	
	二種免許状	九		